

第五次環境基本計画の水環境部会での進捗点検について

令和元年9月17日

中央環境審議会水環境部会事務局

1. 第五次環境基本計画と進捗点検スキーム

平成30年（2018年）4月に策定された第五次環境基本計画は、「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」や「地域循環共生圏」の創造を目指し、分野横断的な6つの「**重点戦略**」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定している。

一方で、環境リスク管理等の環境保全の取組は、「**重点戦略を支える環境政策**」として揺るぎなく着実に推進することとしている¹。
（※第五次環境基本計画の概要）

その際、同計画の効果的な実施に向け、同計画の進捗状況の点検を行うこととしており、特に、「重点戦略」については、「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーション」と、「環境政策を通じた経済・社会的課題の同時解決」が如何に進捗したかを把握することに力点を置いて点検を行うこととされている。併せて、「重点戦略を支える環境政策」についても、各施策が進捗しているかの点検を行うこととされている。

（※第五次環境基本計画 第3部 計画の効果的実施（66・67ページ））

その上で、環境基本計画の策定及び点検を所掌する総合政策部会において、「重点戦略」及び「重点戦略を支える環境政策」を各部会に割り振り、各部会は、担当部分について点検し、当該部分に関する報告書をまとめることとなった。

（※平成30年12月25日付け総合政策部会資料4）

さらに、今回の計画の第1回点検を2019年度～2020年度、第2回点検を2021年度～2022年度に実施し、特に水環境部会の点検領域は、第1回点検（2019年度～2020年度）に行うこととなった。

（※令和元年7月8日付け総合政策部会資料4）

¹ 計画策定時において、「重点戦略」は、経済・社会的課題の貢献に資するような施策、「重点戦略を支える環境政策」はそれ以外の施策と分類されている（平成30年12月25日付け総合政策部会資料4）

2. 水環境部会における進捗点検方針

1. を踏まえ、今回、水環境部会における第五次環境基本計画の進捗状況の点検を、以下の通り実施するものとする。

(1) 点検の観点

① 施策の実施状況

- ・可能な限り定量評価を交え（特に「重点戦略を支える環境政策」）、施策の実施状況を点検する。

② 重点戦略を俯瞰した環境・経済・社会面への多面的効果及びイノベーション（特に「重点戦略」）

- ・上記施策による環境・経済・社会へのマルチベネフィットを点検する。
- ・上記施策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの可能性を点検する。
- ・この際、特に水環境部会にあっては、「健全で豊かな水環境・水循環」「海洋環境の保全」の2つの観点から点検を実施する。

(2) 点検の進め方

① 関係者ヒアリング（第1回・第2回）

- ・特に「重点戦略」について、施策の進捗状況や「健全で豊かな水環境・水循環」「海洋環境の保全」の観点から、水・大気環境局内の担当課室のみならず、他部局や他省庁・民間企業等からのヒアリングを実施する。

② 施策シートの提出及び報告書取りまとめ（第2回）

- ・「重点戦略」又は「重点戦略を支える環境政策」ごとに施策シートを作成する。
- ・上記関係者ヒアリング及び施策シートを踏まえて、水環境部会の報告書を取りまとめる。

③ 総合政策部会への報告（2020年夏頃）

- ・2020年に開催される総合政策部会において、原則として部会長から、報告書による報告を行う。

水環境部会 重点戦略施策シート

重点戦略名	2. 国土のストックとしての価値の向上
項目名	(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持
<p>(海洋環境の保全)</p> <p>海洋環境の保全及び持続可能な利用を推進するため、SDGs等国際的枠組みを活かしつつ、(海洋保護区の設定及び管理の充実、サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全、海洋酸性化などへの対応、) マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進する。</p> <p>(※編注：括弧書き部分は自然環境部会担当部分)</p>	
関係部局	
<p>(取組の進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【〇〇課】 ・ ・ 	
環境面での効果及び評価指標	
経済面・社会面での効果及び評価指標(可能であれば)	
イノベーションの可能性	
他の重点戦略との連携の状況	
課題及び今後の取組方針	

水環境部会 重点戦略施策シート

重点戦略名	2. 国土のストックとしての価値の向上
項目名	(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持
	<p>(健全な水循環の維持又は回復)</p> <p>水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。こうした状況を踏まえ、2014年に「水循環基本法」(平成26年法律第16号)が成立し、水循環に関する渇水・洪水・水質汚濁などの様々な課題の解決に向けた取組を開始する機運が高まっている。具体的な取組としては、「水循環基本計画」(2015年7月10日閣議決定)に基づき、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、地方公共団体等が中心となり流域水循環協議会の設置や流域水循環計画の策定などの必要な体制の整備を図ること等により連携及び協力の推進に努める。</p>
関係部局	
	<p>(取組の進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【〇〇課】 ・ ・
環境面での効果及び評価指標	
経済面・社会面での効果及び評価指標(可能であれば)	
イノベーションの可能性	
他の重点戦略との連携の状況	
課題及び今後の取組方針	

水環境部会 重点戦略施策シート

重点戦略名	4. 健康で心豊かな暮らしの実現
項目名	(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全
<p>(健全で豊かな水環境の維持・回復)</p> <p>水環境の保全の推進に当たって、河川の流入先の海域も含め流域全体を総合的に捉え、それぞれの地域に応じた取組を進める。これに向け、従来の公害防止を目的とした水質対策を中心とする規制的手法は施策の基盤として維持しつつ、水質以外の要素も考慮し、また、各主体の自主的な参画と連携を図りながら、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や地域の特性に応じて展開する。</p>	
関係部局	
<p>(取組の進捗状況)</p> <p>・【〇〇課】</p> <p>・</p> <p>・</p>	
環境面での効果 (他分野含む) 及び評価指標	
経済面・社会面 での効果及び評価 指標 (可能であれば)	
イノベーション の可能性	
他の重点戦略と の連携の状況	
課題及び今後の 取組方針	

水環境部会 重点戦略施策シート

重点戦略名	4. 健康で心豊かな暮らしの実現
項目名	(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全
<p>(マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進)</p> <p>マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関して、海洋中の分布状況や生態系への影響など実態把握のための調査研究を実施するとともに、地方公共団体による回収処理・発生抑制対策への支援、使い捨てプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保等について、普及啓発を含めて総合的に推進する。また、国際的な枠組みや多国間・二国間協力等を通じて、海洋ごみに関する国際連携を推進する。</p>	
関係部局	
<p>(取組の進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【〇〇課】 ・ ・ 	
環境面での効果 (他分野含む) 及び評価指標	
経済面・社会面 での効果及び評価 指標(可能であれば)	
イノベーション の可能性	
他の重点戦略と の連携の状況	
課題及び今後の 取組方針	

水環境部会 重点戦略を支える環境政策シート

支える／体系分類名	4. 環境リスクの管理
支える／体系項目名	(1) 水・大気・土壌の環境保全
<p>①水質汚濁対策等の推進</p> <p>水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水などの発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進する。これに加え、自然海岸、干潟、藻場等の適切な保全・再生、底質環境等の改善に向けた取組を総合的に推進する。また、閉鎖性海域における漂流ごみについても円滑な処理に努める。</p>	
関係部局	
<p>(取組の進捗状況)</p> <p>・【●●】</p> <p>・</p> <p>・</p>	
施策の評価指標	
他施策との連携状況	
課題及び今後の取組方針	

水環境部会 重点戦略を支える環境政策シート

支える／体系分類名	4. 環境リスクの管理
支える／体系項目名	(1) 水・大気・土壌の環境保全
<p>②地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用</p> <p>法律で地下水採取が規制されておらず地盤沈下が継続している地域等において、地下水採取量を抑制する技術が活用されるよう、地域における取組を促進・支援するとともに、地盤沈下が沈静した地域においても地下水採取規制等による再発防止を図る。また、再生可能エネルギーとしての地中熱利用が近年増加傾向にあり、地下水利用のニーズの増加に対応しつつ、地盤沈下を起こさないための採取規制の在り方や管理手法について検討を行う。</p>	
関係部局	
<p>(取組の進捗状況)</p> <p>・【●●】</p> <p>・</p> <p>・</p>	
施策の評価指標	
他施策との連携状況	
課題及び今後の取組方針	